

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証業務の廃止……………（環境局地球環境エネルギー部総量削減課）……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）……………二
- 生活保護法による指定介護機関の廃止……………（福祉保健局生活福祉部保護課）……………三
- 生活保護法による指定介護機関の休止……………（同）……………六
- 生活保護法による指定介護機関の変更……………（同）……………七
- 東京都営空港条例の規定に基づき知事が指定する空港……………（港湾局離島港湾部管理課）……………四
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）……………四

告示

●東京都告示第千二百七十九号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第八條の十一第二項の規定に基づき検証機関の検証業務の廃止の届出があったので、同条例第八條の二十二第三号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年八月二十日

東京都知事 舩 添 要 一

一 登録番号 十二

二 登録区分 特定ガス・基準量 都内外削減量 優良事業所基準（第一区分） 優良事業所基準（第二区分）

三 登録検証機関名称 LLOYD'S REGISTER QUALITY ASSURANCE LIMITED（ロイドレジスター クオリティ アシユアランス リミテッド）

四 代表者氏名 日本における代表者 調 俊彦

五 廃止する検証業務の範囲

(一) 営業所名称 L R Q A ジャパン 東京営業所

(二) 営業所所在地 中央区日本橋一丁目二番十号 東洋ビル五階

(三) 業務の範囲 優良事業所基準（第一区分）に係る検証業務 優良事業所基準（第二区分）に係る検証業務

六 廃止年月日 平成二十七年七月一日

●東京都告示第千二百八十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年八月二十日

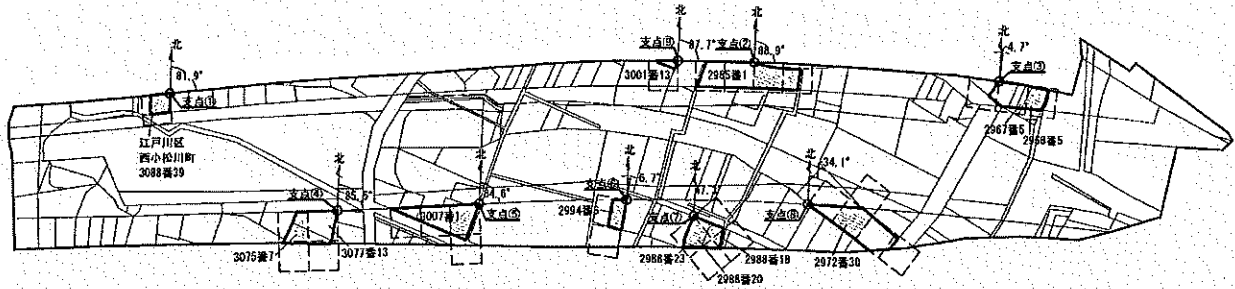
東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区西小松川町地内）


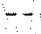
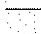


二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、テトラクロロエチレン、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

-  形質変更時要届出区域
-  単位区画線
-  筆境界線
-  土地の形質変更範囲
-  調査対象地

- 〈支点〉
- 支点は、各調査対象地の最北端とする。
- 支点① 江戸川区西小松川町3088番39
 - 支点② 江戸川区西小松川町2985番1
 - 支点③ 江戸川区西小松川町2967番6
 - 支点④ 江戸川区西小松川町3077番13
 - 支点⑤ 江戸川区西小松川町3007番1
 - 支点⑥ 江戸川区西小松川町2994番6
 - 支点⑦ 江戸川区西小松川町2988番20
 - 支点⑧ 江戸川区西小松川町2972番30
 - 支点⑨ 江戸川区西小松川町3001番13

- 〈格子の回転角度〉
- 支点① 81.9°
 - 支点② 88.9°
 - 支点③ 4.7°
 - 支点④ 85.5°
 - 支点⑤ 84.6°
 - 支点⑥ 6.7°
 - 支点⑦ 47.3°
 - 支点⑧ 34.1°
 - 支点⑨ 87.7°
- 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百八十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千七百九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年八月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（新宿区霞ヶ丘町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去